

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月25日
【会社名】	日立造船株式会社
【英訳名】	Hitachi Zosen Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 谷所 敬
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区南港北一丁目 7番89号
【電話番号】	06 (6569) 0022
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 敏規
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目26番 3号
【電話番号】	03 (6404) 0800
【事務連絡者氏名】	総務・人事部 東京総務グループ長 河井 義弘
【縦覧に供する場所】	日立造船株式会社東京本社 (東京都品川区南大井六丁目26番 3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第118回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金10円の期末配当を実施する。

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行う。

社外取締役および社外監査役に加えて、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することができるものとする旨の定款第29条（取締役の責任免除）および定款第39条（監査役の責任免除）の規定の変更

定款第32条（補欠監査役の選任決議の効力）で引用する会社法の条文を相当条文に変更する旨の規定の変更

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、古川 実、谷所 敬、橋川真幸、松分久雄、森方正之、清水 徹、小橋 亙、三野禎男、伊東千秋および高松和子の10名を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、安保公資を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成比率(%)	決議の結果
第1号議案	1,064,742	4,496	7,836	97.76	可決
第2号議案	1,057,353	11,925	7,836	97.08	可決
第3号議案					
古川 実	1,006,719	62,512	7,836	92.43	可決
谷所 敬	1,008,392	60,839	7,836	92.58	可決
橋川真幸	1,063,314	5,917	7,836	97.62	可決
松分久雄	1,008,435	60,796	7,836	92.59	可決
森方正之	1,008,286	60,945	7,836	92.57	可決
清水 徹	1,008,441	60,790	7,836	92.59	可決
小橋 互	1,008,479	60,752	7,836	92.59	可決
三野禎男	1,063,708	5,523	7,836	97.66	可決
伊東千秋	1,062,927	6,304	7,836	97.59	可決
高松和子	1,064,179	5,052	7,836	97.70	可決
第4号議案					
安保公資	1,044,653	24,690	7,836	95.91	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

・第1号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成

・第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成

・第3号議案および第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

2. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は1,664,103個であります。

3. 賛成比率は、出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する割合であります。なお、比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主の議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上